

## 氷見市簡易専用水道等の適正な維持管理に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）、水道法施行令（昭和32年政令第336号）及び水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、簡易専用水道等の適正な維持管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「簡易専用水道等」とは、簡易専用水道（法第3条第7項に規定する簡易専用水道をいう。以下同じ。）及び簡易専用水道以外の貯水槽水道（法第14条第2項第5号に規定する貯水槽水道をいう。）のうち、次に掲げるもの以外のものをいう。

- (1) 水を供給する区域が2以上の県の区域にまたがるもの
- (2) 国が設置するもの

(給水開始の届出)

第3条 簡易専用水道等の設置者（2以上の者が共同して当該簡易専用水道等を設置する場合は、その代表者。以下「設置者」という。）は、簡易専用水道等を設置し、給水を開始しようとするときは、あらかじめ簡易専用水道等給水開始届出書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

2 前項の届出書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 受水槽、高置水槽等の位置及び構造を明らかにする図面
- (2) 受水槽、高置水槽等を含む給配水系統図

(変更の届出)

第4条 前条の規定による届出を行った設置者は、次に掲げる事項に変更が生じたときは、速やかに、簡易専用水道等変更届出書（様式第2号）を市長に提出するものとする。

- (1) 建築物の名称
- (2) 水槽の種類、構造及び容量
- (3) 設置者又は第7条第2号に規定する管理担当者の氏名及び住所
- (4) 簡易専用水道等及び簡易専用水道等を設置した建物の構造

2 前項第2号に規定する事項に変更が生じた場合にあっては、前条第2項各号に掲げる書類を添付するものとする。

(休止又は廃止の届出)

第5条 設置者は、簡易専用水道等を休止し、又は廃止したときは、速やかに、簡易専用水道等休（廃）止届出書（様式第3号）を市長に提出するものとする。

(簡易専用水道等台帳)

第6条 市長は、簡易専用水道等の状況を把握し、適正な維持管理に資するため、簡易専用水道等台帳を調製し、保管するものとする。

(施設の管理)

第7条 設置者は、当該簡易専用水道等の管理について、法第34条の2第1項及び氷見市給水条例施行規程（平成10年氷見市水道事業管理規程第2号。以下「規程」という。）

第14条第1号の規定によるもののほか、次に掲げる事項を遵守するよう努めなければならない。

- (1) 施設の設備の配置及び系統を明らかにした図面並びに管理の内容を記録した帳簿等を備え保存すること。
- (2) 設置者自らが管理を行わない場合には、実際に管理を担当する者（以下「管理担当者」という。）を明確にすること。
- (3) 水質の検査、受水槽の清掃等については、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号。以下「建築物衛生法」という。）第12条の2第1項第4号及び第5号に規定する事業を行う登録業者等専門的な知識及び技能を有する者に行わせること。

（監視指導票の交付）

第8条 市長は、法第39条第3項の規定により報告の徴収又は立入検査を行ったときは、簡易専用水道監視指導票（様式第4号）を設置者に交付するものとする。

（報告）

第9条 設置者又は管理担当者は、次のいずれかに該当するときは、直ちに、関係書類を添えて市長に報告するものとする。

- (1) 供給する水に異常が認められ、水質に関する事故が発生したとき。
- (2) 省令第55条第4号の規定による給水停止等の措置を講じたとき。
- (3) 法第34条の2第2項に規定する国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者（以下「登録検査機関」という。）の検査を受けた際、特に衛生上問題があるとして市長にその旨を報告するよう助言を受けたとき。

2 登録検査機関は、法第34条の2第2項及び規程第14条第2号に規定する検査を実施した場合には、当該検査を実施した月の翌月10日までに市長に報告するものとする。

3 前項の規定による報告は、次に掲げる書類の提出により行うものとする。

- (1) 簡易専用水道等定期検査報告書（様式第5号）
- (2) 簡易専用水道等定期検査実施状況及び結果（様式第6号）
- (3) 検査済証の写し（設置者の同意が得られた場合に限る。）

（その他）

第10条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年11月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正前のそれぞれの要綱に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。